誰もが支え・支えられる地域づくりをサポートする 中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」 平成 28 年度助成 応募要項

社会福祉法人 中央共同募金会

1. 趣 旨

現在、さまざまな生活課題を抱え、支援を必要としている人々が増加しています。社会的孤立や生活困窮の状態にある人々への支援、認知症高齢者や障がい児・者への生活支援、児童虐待防止などは喫緊の課題であり、公的制度やサービスの充実とともに、住民による支え合いをはじめボランティア・NPO団体等による多様な事業や、地域のさまざまな団体間によるプラットフォームを形成し、連携した活動が期待されています。

地域によっては、民間社会福祉事業者や団体等により先駆的な取り組みが進められていますが、活動の継続や広がりを図るためには資金面での支援が必要です。

一方、近年、社会的要請に応えようとする企業、団体や個人の社会貢献意識が高まっています。

そこで中央共同募金会では、共同募金運動70年を迎えるにあたり、これらの寄付意識を受けとめて東ね、広域的に、また継続的に支援をつないでいくための「赤い羽根福祉基金」を創設いたしました。

この基金は、公的制度やサービスでは対応できない分野において社会課題の解決のための新たな活動や仕組みを構築し、誰もが支え・支えられる地域づくりを目指します。

<u>2. 実施主体</u>

社会福祉法人 中央共同募金会

3. 助成対象団体等

社会福祉・地域福祉の推進に寄与する団体で、法人格の有無は問いません。

ただし、営利事業を目的とする団体は対象外となります。

なお、応募時点で団体が設立されており、助成対象事業の実施体制が整っていることが 必要です。

4. 助成対象事業

下記の部門により幅広く募集します。

- 1 子ども家庭支援部門
- 2 高齢者支援部門
- 3 障がい児・者支援部門
- 4 災害関連部門
- 5 地域福祉部門

各部門につき下記Ⅰ~Ⅲの事業・活動に対して助成します。

制度対象外のニーズや、将来にむけて今取り組むべき課題への対応、新たな社会資源の創出、ニーズに即した分野を超えたもの、全国的・広域的な広がりが期待されるもの、複数の団体・関係機関と連携、協働する事業・活動を助成します。

- I 支援事業・活動への助成
- Ⅱ 活動の基盤づくり、ネットワークづくりへの助成
- Ⅲ 調査・研究事業への助成

(活動例示)

1 子ども家庭支援部門

- ① 児童養護施設等退所者への支援
- ② 子育て支援、不登校、児童虐待等に関する相談・支援
- ③ 児童養護施設等利用児童の社会的な自立を目指した新たなプログラム開発
- ④ 子どもの貧困問題に対応するための広域のネットワークづくりや社会資源の開発
- ⑤ 子どもの成長・発育に関する調査研究

2 高齢者支援部門

- ① 高齢者等の社会からの孤立防止
- ② 認知症の理解促進
- ③ 高齢者の自己実現、参加や就労の機会づくり
- ④ 認知症高齢者や家族を支えるネットワークづくり (若年性認知症も含む)
- ⑤ 地域支援事業のあり方に関する調査研究

3 障がい児・者支援部門

- ①障がい児・者の社会参加促進
- ②障がい児・者の地域における自立した生活の支援
- ③地域における分野横断的な就労支援
- ④障がい児・者支援のネットワークづくり
- ⑤地域における障がい児・者に関する調査研究

4 災害関連部門

- ① 災害時のボランティア・NPO 活動にかかる人材育成支援
- ② 要援護者支援のための平時の活動への支援
- ③ 全国的・広域的視点からの災害時のボランティア・NPO活動の基盤づくり
- ④ 全国的・広域的視点からの災害時のボランティア・NPO活動の推進や平時のあり 方に係る調査研究
- ※具体的な個別の災害支援・復旧は含みません。

5 地域福祉部門

- ① 社会的孤立や生活困窮課題への対応
- ② 制度の狭間のニーズに対応する新たな仕組みや社会資源の開発
- ③ 地域課題に対応する複数の社会福祉法人のネットワークづくり
- ④ 地域福祉推進の中核的役割を果たす人材の養成に関する研修・研究
- ⑤ 全国的な視点からのボランティア・NPO活動推進のための研修・研究
- ※上記例だけでなく、多様な生活ニーズの課題解決に向けた事業も多数応募ください。 ※公費が支出されている事業は原則として対象としません。

5. 助成事業の対象期間

同一事業への助成実施期間は単年度から最大3か年(平成28年10月~同31年3月)とします。

6. 助成額

(1) 平成28年度の助成金額

I~Ⅲ 共通して年間上限額 1,000万円

※助成事業は公的な補助(一部補助は除く)や他の団体による助成を受けていない経費を対象とします。ただし、他から助成を受けていても、経費の明確な区分が行われることを条件に、応募を可能とします。

(2)助成額の決定

助成額の決定は、本会が設置する「赤い羽根福祉基金・審査委員会」により、応募団体のこれまでの事業実績、今回の応募における事業内容・予算、また事業実施による効果等を審査の上行います。

必要に応じ本会でのヒアリングを行い、詳細を直接お聞きすることがあります。

選考の結果、応募金額からの減額、または支出計画の修正が必要となることがあります。

7. 助成対象経費

基本的に事業に要する経費を対象とします(事業にかかる人件費等の管理経費を含めることが可能です)。

8. 応募方法・結果通知

(1) 応募期間・応募方法

平成28年8月8日(月)から平成28年9月5日(月)まで(本会必着)

(2)提出書類

応募にあたっては、「助成応募書」表紙に記載した提出書類を送付してください。

(3) 結果通知

助成の可否・助成額は、本会が設置する「赤い羽根福祉基金・審査委員会」による審査の上決定します。結果は中央共同募金会ホームページで、平成28年10月初旬に公表の上、郵送にてお知らせします。

9. 助成決定後のお願い

(1) 覚書の取り交わしについて

助成決定後、中央共同募金会と「覚書」を取り交わし、所定の手続きを経て助成を開始します。

(2) 広報等への協力

本助成の原資である「赤い羽根福祉基金」は、企業・市民からお寄せいただいた寄付により醸成されており、本会は寄付者に助成事業等の進捗・結果を随時報告することが求められます。

そのため、助成決定後は、本会ホームページ、機関誌等への活動内容紹介ご協力いただくことが条件になります。また、助成事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等には、「赤い羽根福祉基金」の助成事業であることを表示ください(様式は別途ご案内します)。

(3) 事業報告、決算報告の提出

助成事業終了後、本会が定める期限までに事業報告、決算報告を提出ください。報告

様式、及び証憑等の保管方法については別途ご案内します。

(4)実施評価への協力

事業内容により、助成事業に関する評価の実施、及び本会が設置する赤い羽根福祉基金報告会等にご出席いただくことがありますので、予めお含みください。

<お問い合わせ先・応募書類送付先>

社会福祉法人 中央共同募金会

赤い羽根福祉基金運営事務局(担当:熊谷・千葉・小田)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル5階

電話 03-3581-3846 FAX 03-3581-5755

Eメール kikaku@c. akaihane. or. jp